

二、達成目標期間
一、環境基準
七〇ホン以下、商工業の用に供される地域、七五ホン以下

新幹線鉄道の沿線区域の区分	達成目標期間		
	既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
A 80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時直ちに
B 75ホンを超える区域	イ 7年以内 ロ 10年以内	開業時から3年以内	開業時から5年以内
C 70ホンを超える75ホン以下の区域	10年以内		

環境庁告示

第46号とは

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は、著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じているため、所要の措置を講ずるよう環境庁が勧告したものであります。

新幹線鉄道振動の補正加速レベルが、七〇デシベルを超える地域について緊急に振動源

環大特32号とは

(新幹線関係)

新幹線鉄道の列車の走行に伴い発生する振動は、著しく、沿線の一部の地域においては、看過しがたい被害を生じているため、所要の措置を講ずるよう環境庁が勧告したものであります。

指針達成のための方策

(1) 新幹線鉄道振動の振動源対策として、構造物の振動低減対策及び障害防止対策等を講ずること。

(2) 新幹線鉄道振動の障害防止対策として、既設の住居等に対する建物の移転補償、改築及び補強工事の助成等の措置を振動が著しい地域から実施するものとすること。特に、今後早急に家屋の防振対策技術の開発を図ること。

現在の防止技術では振動を低減することができる場合もあるので、早急に構造物の防振対策、振动遮断対策などの技術開発を図るものとすること。

なお、以上の措置を講じても現在の防止技術では振動を低減することができない場合は、構造物の防振対策、軽減する措置を講ずるものとすること。

第五条 乙は工事の施行にあたり

甲の調査、要望に基づき必要ある場合、乙はこれに応ずるものとし、その調査結果を甲に通知するものとする。

(工事補償)

第六条 乙は工事の施行により、被害が発生しないよう最善の努

めをすること。

第五条 乙は工事の完了後、この

覚書を新幹線保守機関である国鉄に引継ぐものとする。

(その他)

第十一条 前各項に定めのない事

項又は必要事項が生じた場合は

その都度甲・乙協議して決定す

るものとする。

第九条 乙は工事の完了後、この

覚書を新幹線保守機関である国

鉄に引継ぐものとする。

(国鉄への引継ぎ)

第十一条 前各項に定めのない事

項又は必要事項が生じた場合は

その都度甲・乙協議して決定す

るものとする。

第十一条 前各項に定めのない事

項又は必要事項が生じた場合は

その都度甲・乙協議して決定す